

# 外国人労働者の現状と課題

## <要旨>

参院選では外国人政策の規制強化を含め注目度が高まったが、少子高齢化が進行する日本で外国人労働者の重要性が一段と増していることに変わりはない。日本は高度人材の受入拡大を目指してきた一方、実際には特定技能や技能実習が多く、日本人が集まりにくい業種で欠かせない存在となっている。外国人の増加による問題点として指摘される、①国内労働者との競合による賃金低下や失業増、②社会保障負担増、③治安悪化といった社会的コスト増への懸念について、公表データで確認できる現状や先行研究では、中立的または限定的な関係しか確認されておらず、冷静な議論が必要である。

大学院段階での外国人留学生の受入は、日本人学生が減少傾向にある大学院での研究活性化のほか、将来的な高度人材の確保につながることを期待される。それにも関わらず、博士課程の経済的支援を日本人学生に限る見直しは、人材獲得競争の観点から課題を残す。留学生の日本での就職を促す措置も含め、これから求められるのは、留学生の受け入れと定着を後押しする制度整備である。

## 1. はじめに

先の参院選では外国人政策への注目度が急速に高まり、外国人への規制強化を掲げる政党が支持を集めた。オーバーツーリズムや外国人の不動産購入が物価高や住宅取得難を招いているとの見方などから、外国人への反発が一部で強まったことによる。しかし、欧米各国に比べて外国人比率が低いながらも日本経済における外国人の存在感は着実に高まっている。不法行為・迷惑行為への対応は外国人に関わらず進めるべきだが、過度な規制の声が高まれば、日本の成長力を損ないかねない。以下では、外国人及び外国人労働者の現状を概観し、外国人政策の課題について検討する<sup>1</sup>。

## 2. 在留資格制度の変遷

最初に在留資格制度について整理する。日本は入国者を入管法の在留資格制度で管理しており、外国人労働者は原則として専門的な技術・技能・知識を要する職業に限定して受け入れている(次頁図表1)。1990年前後のバブル期には不法就労の単純労働者が日本へ大量に流入し、国内労働者の就業機会減少等が懸念された。そのため1990年入管法改正で専門的技術等を持つ外国人の在留資格を整備する一方、単純労働者の在留資格は設けられなかった。この時点で在留資格は27種類である。

その後、政府は国内資本・労働を補完してイノベーションを生み出す人材を高度外国人材と位置づけ、その受け入れ促進のため、2012年に高度人材ポイント(学歴・職歴・年収等に応じて優

<sup>1</sup> 本稿では、日本以外の国籍を持ち入管法の在留資格制度の管理下にある者を外国人とする。

遇)を導入、2015年には在留資格に「高度専門職」を新設した。

一方、労働力人口の減少に対応するため、2018年には単純労働についても人材確保を目的に、一定の技能を前提とする「特定技能」在留資格が新設された。「高度専門職」を合わせて在留資格は現在の29種類となった。さらに技能実習制度(1993年創設)は、2027年から育成就労制度に改められる。制度の目的は当初の国際貢献から、実態を踏まえ人材育成と人材確保と定め、労働者としての保護を明確にする方針である。

### 3. 外国人労働者の存在感の高まり

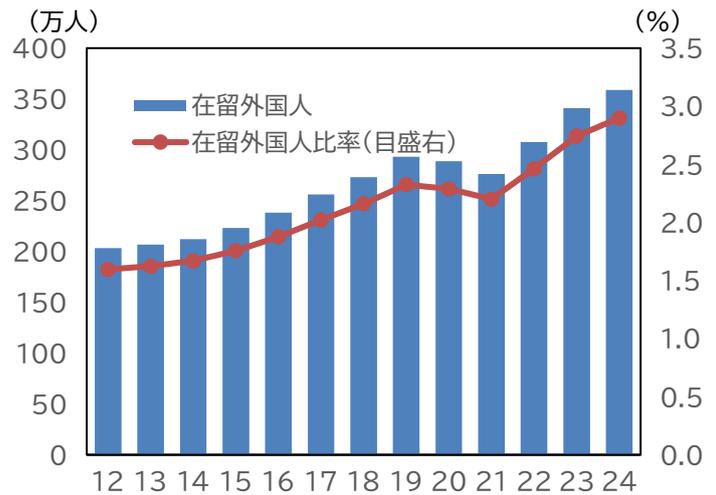
在留外国人数はコロナ禍で一時減少したが、2022年から再び増加に転じ、2024年には359万人(総人口のうち約3%)と過去最高を更新した(図表2)。在留資格別にみると、永住者・定住者等が4割を占めるほか、技能実習、技術・人文知識・国際業務、留学、特定技能がそれぞれ1割前後である。高度専門職も増加が続くものの、0.7%にとどまる(図表2下図「その他」の内数)。日本は高度人材の受け入れ拡大を目指してきたが、実際に拡大したのは比較的単純労働に従事する技能実習や特定技能であった。

図表1 在留資格一覧

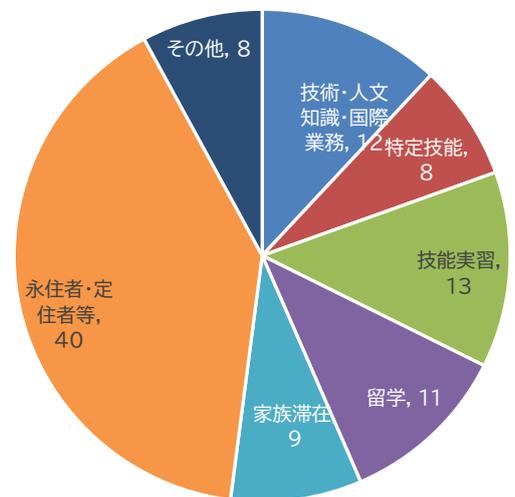
就労資格	外交	外国政府の使節団、領事機関構成員等及び家族
	公用	大使館職員、国際機関等派遣者等及び家族
	教授	大学教授等
	芸術	収入を伴う芸術家
	宗教	外国宗教団体の宣教師等
	報道	外国の報道機関記者、カメラマン
	高度専門職(1号、2号)	高度研究者・会社員、相当規模の企業経営者等(2号は無期限)
	経営・管理	企業等経営者・管理者
	法律・会計業務	弁護士・公認会計士等
	医療	医師、歯科医師、看護師
	研究	政府関係機関や企業等の研究者
	教育	中学・高等学校等の語学教師等
	技術・人文知識・国際業務	技術者、通訳、デザイナー、企業語学教師、マーケティング従事者等
	企業内転勤	外国事務所からの転勤者
	介護	介護福祉士
	興行	俳優、歌手、ダンサー、プロスポーツ選手等
	技能	外国料理調理師、スポーツ指導者、パイロット、貴金属加工職人等
	特定技能(1号、2号)	特定産業分野に属する熟練技能等を要する外国人(2号は更新・家族帯同可)
	技能実習(1号、2号及び3号)	技能実習生
非就労資格	文化活動	収入を伴わない学術・芸術活動従事者、日本文化等研究者
	短期滞在	観光客、会議参加者等
	留学	大学・短大・高専・高校・中学・小学校の学生・生徒(資格外活動許可を受けてアルバイト可)
	研修	研修生
	家族滞在	外交・公用・特定技能1号を除く在留者の家族
居住資格	特定活動	家事使用人、ワーキングホリデー、デジタルノマド等
	永住者	法務大臣から許可を受けた者(無期限)
	日本人の配偶者等	
	永住者の配偶者等	
定住者	第三国定住難民、日系3世等	

(資料)出入国在留管理庁「2024年版出入国在留管理」

図表2 在留外国人動向



<2024年 在留資格内訳>

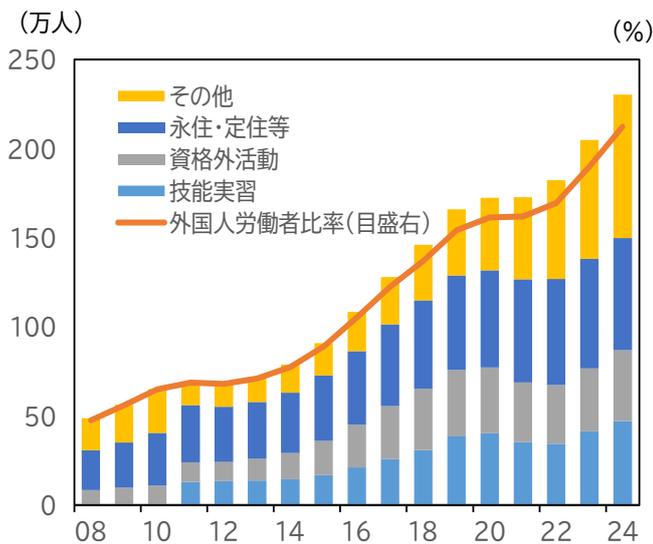


(資料)法務省「在留外国人統計」、統計局「人口推計」

就業者に占める外国人比率はコロナ禍で一時停滞したものの、上昇傾向が続いている(図表3)。特に2012年に留学生の資格外活動(アルバイト)申請手続きが簡素化されたほか、2014年に技能実習制度の対象職種拡大や在留期間延長などの見直しが行われたことで、2015年以降の外国人比率の上昇は加速した。

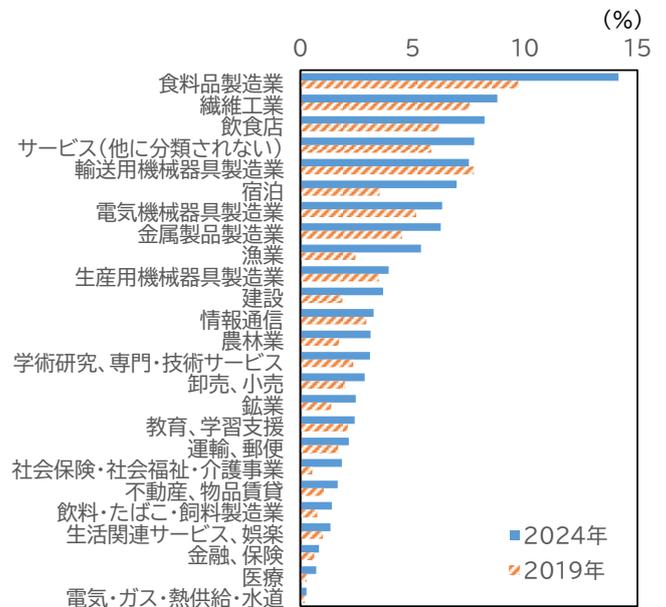
業種別では、2024年の外国人比率は食料品製造業で14%と突出するほか、繊維工業、輸送用機械・電気機械・金属製品製造業、飲食店、サービス、宿泊、漁業で5%を上回るなど、多くの業種で外国人労働者は欠かせない存在となっている(図表4)。コロナ前の2019年からほぼすべての業種で上昇しており、うち食料品製造業、宿泊、漁業で伸びが大きい。インバウンド回復により宿泊業での求人が急増したほか、夜間や早朝など不規則な時間帯勤務に日本人が集まりにくく、外国人労働者が採用されたとみられる。なお、輸送用機械は日本人、外国人ともに減少する中で若干外国人比率が低下した。都道府県別では東京では就業者の7%が外国人となっており、自動車産業が集積する愛知や群馬でも5%を超える(図表5)。2019年との比較ではすべての都道府県で外国人比率は上昇した。

図表3 外国人労働者比率と在留資格内訳



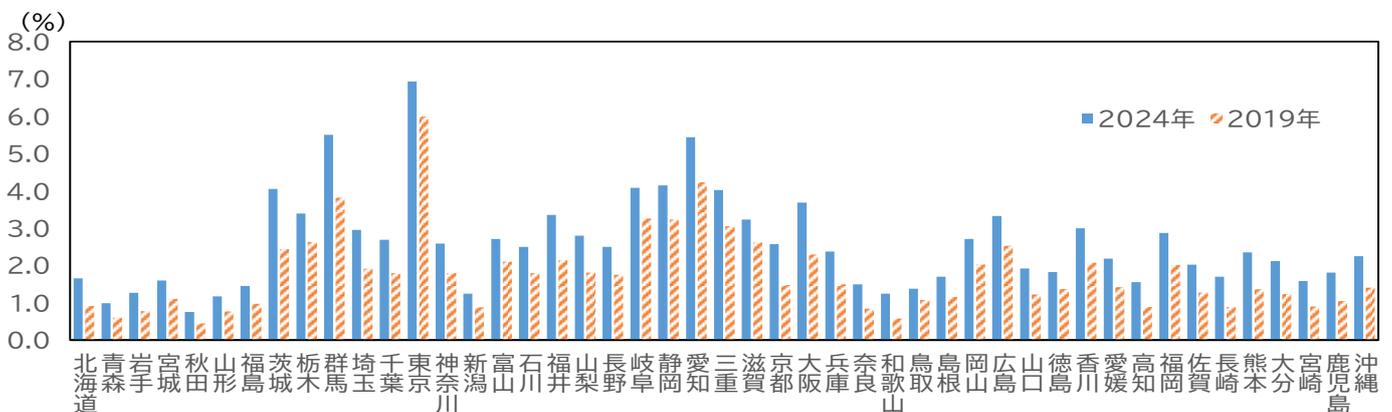
(資料)厚生労働省「外国人雇用状況」、統計局「労働力調査」

図表4 業種別外国人労働者比率



(資料)厚生労働省「外国人雇用状況」、統計局「労働力調査」

図表5 都道府県別外国人労働者比率



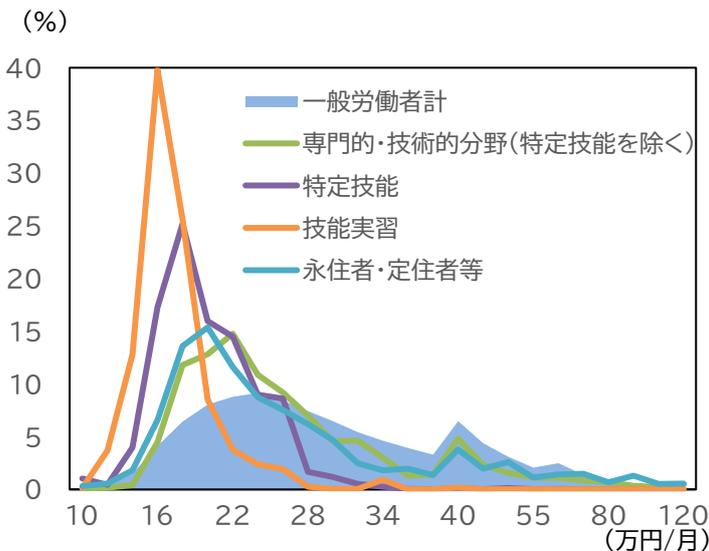
(資料)厚生労働省「外国人雇用状況」、統計局「労働力調査」

#### 4. 外国人増加による悪影響は生じているか

外国人労働者が業種や地域で幅広く欠かせない存在となる中で、①国内労働者との競合による賃金低下や失業増、②社会保障負担増や③治安悪化といった社会的コスト増への懸念も聞かれるようになった。以下で①～③の現状を確認しよう。

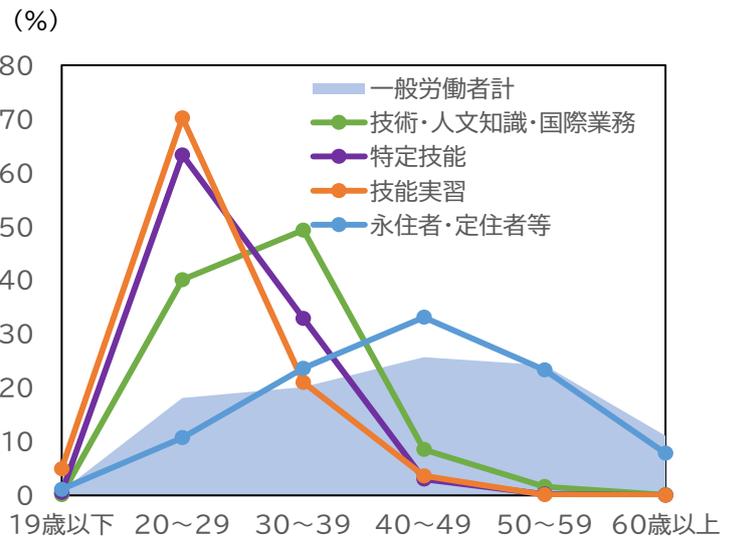
①について、外国人労働者の賃金分布(所定内給与)をみると、外国人労働者は在留資格に関わらず一般労働者平均値に比べて低い水準に集中している(図表6)。中央値は一般労働者平均を100とすると技能実習で61.5、特定技能70.5、身分に基づくもの(永住・定住等)83.7、特定技能を除く専門的・技術的分野86.9の順で低い。そのため低賃金の国内労働者と競合しやすい可能性がある。もっとも、外国人労働者の年齢は一般労働者平均に比べて若く(図表7)、かつ大卒以上の学歴保持者は技能実習で1割強、特定技能で2割弱にとどまる。そのため、外国人労働者の相対的な低賃金は属性の違いを反映しているとも考えられる。また、永吉(2024)による先行研究レビューでは、諸外国の例では移民と代替関係にある低技能労働者の賃金等労働条件が悪化するものの、最低賃金の引き上げで悪化を抑制できること、日本では賃金への負の影響は確認されないことなどが指摘されている。

図表6 一般労働者の外国人 所定内給与分布(2024年)



(資料)厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

図表7 一般労働者の外国人 年齢階級分布(2023年)

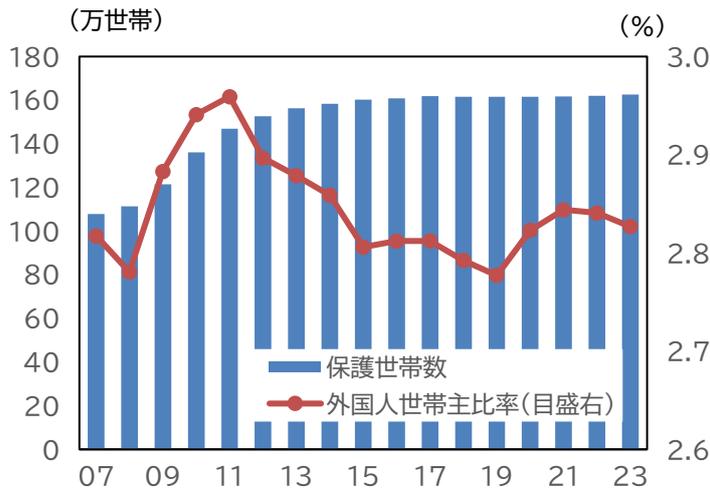


(資料)厚生労働省「外国人労働者実態調査」

②については、外国人による生活保護の不正受給、あるいは国内居住者よりも外国人に偏重した受給となっているとの疑念が一部で広がっている。しかし、生活保護世帯に占める外国人世帯主比率はリーマンショックやコロナ禍を除き低下傾向が続いており、2023年に2.8%に過ぎない(次頁図表8)。2023年の人口に占める在留外国人比率2.7%とほぼ同じであり、国内居住者よりも外国人に生活保護が偏っていることは窺われない。

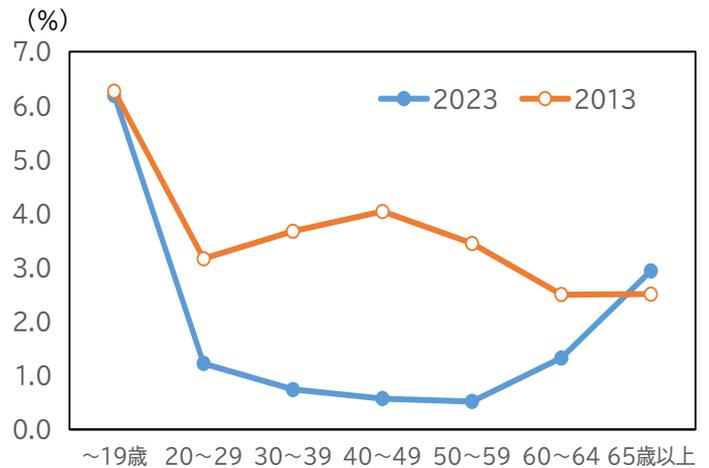
また在留外国人のうち生活保護が受給できるのは居住資格(永住・定住・配偶者等)保有者のみである。日本は就労資格を中心に外国人を受け入れてきたため、過去10年で現役世代の生活保護受給者に占める外国人比率は大きく低下した(次頁図表9)。但し、在留外国人の高齢化が進む中で、生活に困窮する外国人高齢者の支援の必要性は高まろう。

図表8 生活保護世帯の外国人比率



(資料)厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

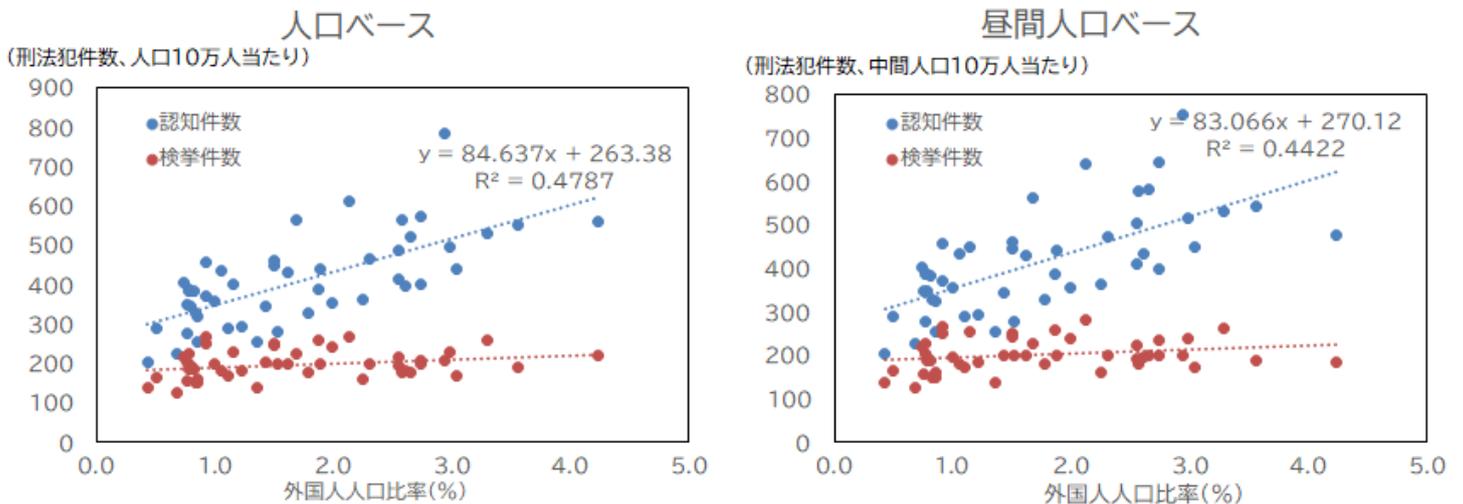
図表9 被保護人員の年齢別外国人比率



(注)被保護人員に占める世帯主が外国籍の世帯人員比率。  
(資料)厚生労働省「外国人労働者実態調査」

③の治安悪化との関係については、参院選で特に注目が集まった。この不安に対して、刑法犯検挙件数が減少傾向にあるため、外国人労働者の増加は治安の悪化と関係がないとの見方も示された。都道府県別の刑法犯発生率(人口10万人当たり)と外国人人口比率の関係を見ると、確かに検挙件数では無相関といえる(図表10)。他方、刑法犯の認知件数ではやや関連性が窺われ、昼間人口比の発生率でも大きくは変わらない。しかし、外国人人口比率による認知件数ベースの刑法犯発生率の説明力は50%未満に過ぎず、その他属性要因などの影響によっても十分に考えられる。例えば、米国の1870～2020年における移民増と犯罪率(収監率)の関係について、属性要因等をコントロールした上で分析したRan Abramitzky et al.(2023)では、移民増は犯罪率と関係がないか、1960年以降はむしろ犯罪率を引き下げる効果が窺われたことを示している。先の経済面での影響を含め、日本でも単純な相関ではなく、精緻な分析を蓄積していく必要がある。

図表10 都道府県別 刑法犯発生率と外国人人口比率



(注)昼間人口は2020年国勢調査の昼間人口比率を2022年人口推計に乗じて算出。  
(資料)法務省「在留外国人統計」、統計局「人口推計」「国勢調査」

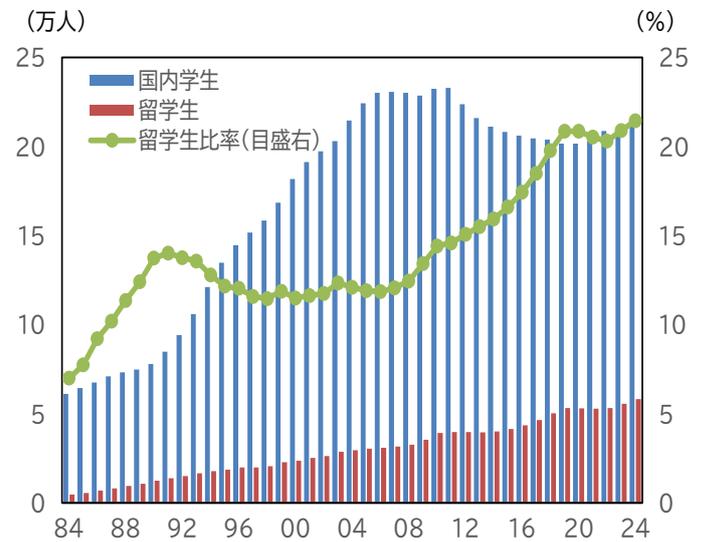
### 5. 高度人材受け入れの鍵となる留学生

外国人政策で急がれるのは、高度人材を呼び込む方策である。高度外国人材の規模は現状わずかにとどまるが、将来的に日本の成長やイノベーションを担う高度人材となることが期待される大学院の留学生は着実に増加している(図表 11)。留学生は地域の高等教育でも存在感が高まっており、大規模な国際系大学が所在する大分県の外国人留学生比率は 17% に上るほか、都市圏以外でも 10% 前後に達する都道府県が目立つ(図表 12)。留学生の受入増は、地域を含め大学院での研究活性化につながっている。

しかし、国内の博士号取得者は横ばいしないしやや減少している。一方で米国と中国はそれぞれ日本の 6 倍、4.5 倍の博士号保有者を輩出しており、競争力強化に欠かせない人材となっている(次頁図表 13)。日本で博士号取得が伸び悩む背景として、2005 年頃から就職環境が好転したことで、修士修了者が経済的・将来的に不安定な進学よりも就職を志向したことがある。

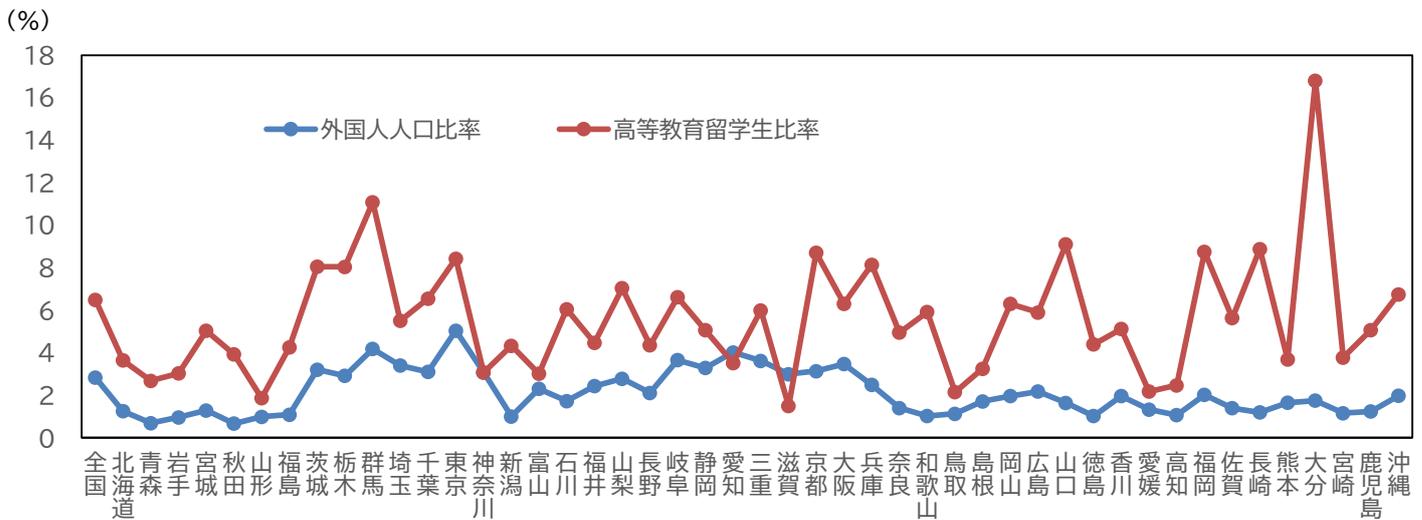
日本では博士号取得者の進路がアカデミックなキャリアパスに限定されてしまうことも、博士志望者の減少につながっている。米国に比べて日本は企業の博士号保有者の採用が少なく、日本の企業研究者に占める博士号取得者は 4% 程度にとどまる(次頁図表 14)。日本企業が博士号取得者などの高度人材を生かしていないことは、日本人の進学、留学生の就職・定着の阻害要因となっているとみられる。実際、卒業(修了)後に日本での就職を選択する留学生の比率は上昇傾向にあるが半分程度にとどまっており(次頁図表 15)、更なる国内就業と定着に向け支援体制を改善する余地がある。

図表 11 大学院(修士・博士)の留学生比率



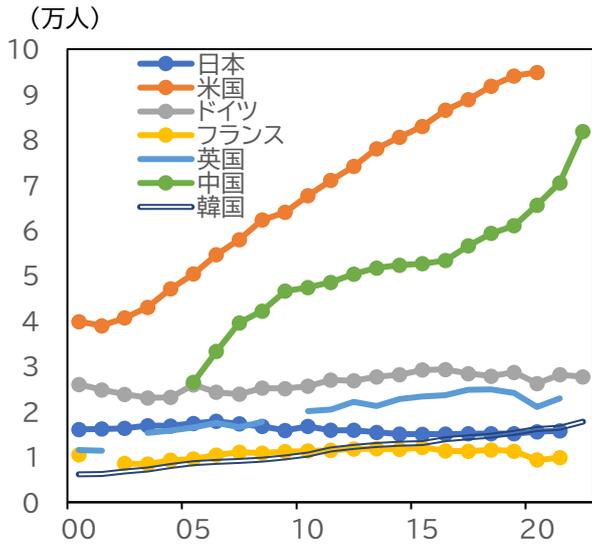
(資料)文部科学省「学校基本調査」、日本学生支援機構「外国人留学生在籍状況調査」

図表 12 都道府県別 高等教育の留学生比率



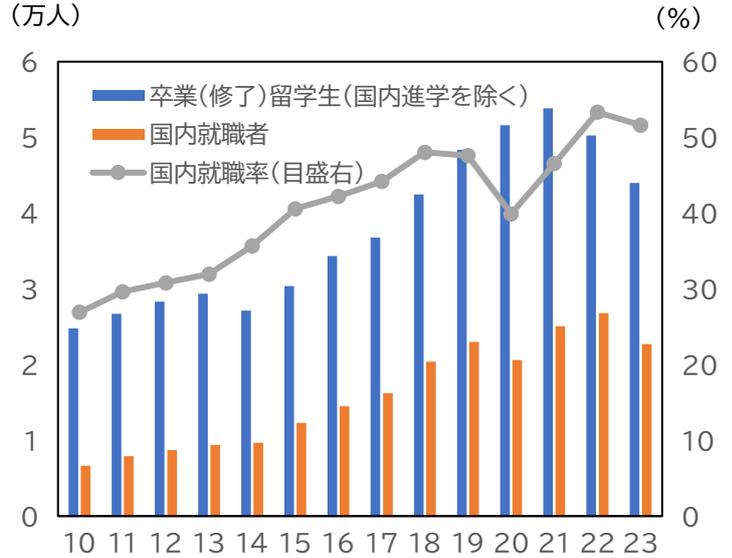
(資料)日本学生支援機構「外国人留学生在籍状況調査」、法務省「在留外国人統計」、統計局「人口推計」

図表 13 主要国の博士号取得者数



(資料)文部科学省 科学技術・学術政策研究所、科学技術指標 2024、調査資料-341、2024年8月

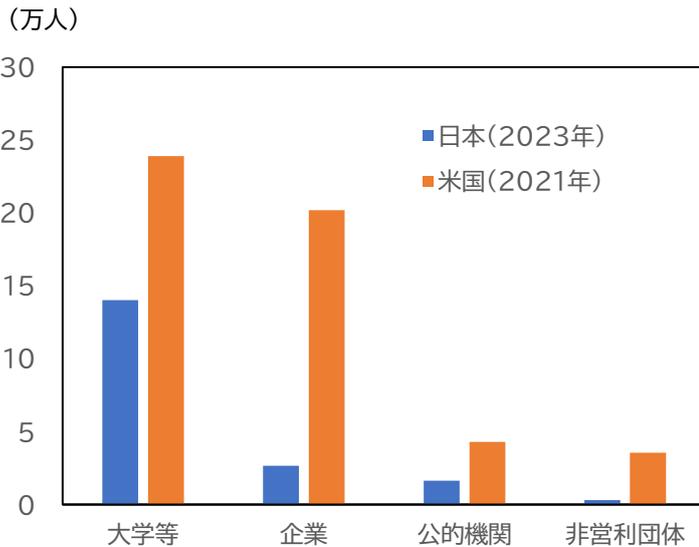
図表 14 高等教育留学生の国内就職率



(資料)日本学生支援機構「外国人留学生在籍状況調査」

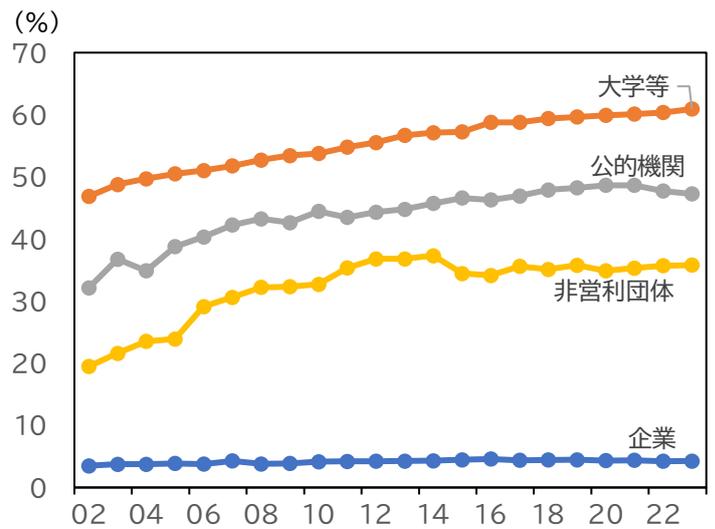
図表 15 部門別の博士号取得状況

<日米取得件数>



(資料)文部科学省 科学技術・学術政策研究所、科学技術指標 2024、調査資料-341、2024年8月

<日本の取得率>



博士号保有者の少なさがイノベーション不足につながっているとの危機感から、政府は留学生を含め博士課程学生の支援を拡充してきた。優秀な博士課程在籍者の生活費・研究費を支給するため、2021年からは「次世代研究者挑戦的研究プログラム(SPRING)」、2022年からは「大学フェローシップ創設事業」を実施している。その結果、わずかながら日本人の博士課程在籍者が増加に転じている。しかし、文部科学省は、SPRING採用者の40%が外国籍であることへの批判を受け、生活費支給について日本人学生に限るとの見直しを表明した。留学生向けには他の支援制度もあるとの見方だが、海外では大学院の学生は修士・博士とも研究者とみなされ給与が支給されるのに対して、日本は学生として授業料を支払わなければならない、経済的に厳しい状況となりやすい。海外と比べて待遇が劣化する状況が続けば、留学生が日本を選ばなくなる恐れもある。

## 6. おわりに

少子高齢化により日本の人手不足が恒常化する中、外国人労働者の受け入れは一部業種にとどまらず、経済全体の持続性を左右する重要な要素となりつつある。一方で、外国人への偏見や制度的な制限が過度に進めば、人的資源が海外に流出し成長力低下を招くおそれがある。雇用・社会保障といった分野における懸念は、制度整備等で緩和できる可能性があり、実証的エビデンスを踏まえた政策判断が不可欠である。今後は、高度人材・技能人材の双方に対して、受け入れと定着を促す支援の質を高めるとともに、外国人との共生に向けた統計整備・実態把握・冷静な議論を進めることが、社会的・経済的な安定の基盤となるだろう。

(調査部 チーフエコノミスト 大和 香織)

### <参考文献>

Ran Abramitzky Leah Platt Boustan Elisa Jácome Santiago Pérez Juan David Torres ,2024, “Law-Abiding Immigrants: The Incarceration Gap Between Immigrants and the US-born, 1870-2020” NBER Working Paper 31440

厚生労働省 2025, 「育成就労制度の概要」

<https://www.mhlw.go.jp/content/11601000/001301676.pdf>

厚生労働省 2002, 「外国人雇用問題研究会報告書」

<https://www.mhlw.go.jp/topics/2002/07/tp0711-1.html>

出入国在留管理庁 2024, 「出入国在留管理」(入管白書)

[https://www.moj.go.jp/isa/policies/policies/03\\_00011.html](https://www.moj.go.jp/isa/policies/policies/03_00011.html)

法務省・厚生労働省 2015, 「技能実習制度の見直しについて」

<https://www.moj.go.jp/isa/content/930003144.pdf>

永吉希久子 2024, 「移民と日本社会 データで読み解く実像と将来像」(財総研ランチミーティング)

※ 本レポートは作成時に入手可能なデータに基づく情報を提供するものであり、投資勧誘を目的としたものではありません。また、執筆者個人の見解であり、当社の公式見解ではありません。ご質問等はchosainfo@smtbjpまでご連絡ください。